

田村市工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

平成20年1月10日

改正 令和3年7月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、中小建設業者への資金供給の円滑化等を目的として、市発注工事の請負者が、

「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）又は「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「地域建設業経営強化融資制度」という。）を利用する場合に、工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権を、田村市工事請負約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により、担保として譲渡すること（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱について定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は請負代金の額が500万円以上の工事で、約款第34条の前金払（中間前金払を含む。以下「前金払」という。）が行われたものとする。ただし、次の工事は対象工事から除くものとする。

(1) 次の工事を除く債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為の最終会計年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為に係る工事又は次年度に繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事（地域建設業経営強化融資制度に限る。）

(2) その他請負者の施工する能力に疑義が生じる等債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事
(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資にあつては、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は一般社団法人である建設業者団体（以下、「組合等」という。）とし、地域建設業経営強化融資制度に係る融資にあつては、組合等又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金の貸付事業を行う者（以下「民間事業者」という。）とする。

(譲渡対象となる債権の範囲)

第4条 譲渡対象となる債権の範囲は、工事が完成した場合において、約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から、既に支払いを受けた前払金、中間前払金及び部分払金（以下「既受領額」という。）並びに工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、契約が解除された場合においては、約款第46条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既受領額及び工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）、債権譲渡契約証書（様式第2号）及び債権譲渡通知書（様式第3号）の請負代金額、債権譲渡額は変

更後のものとする。なお、組合等又は民間事業者と請負者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には、遅滞なく請負者が組合等又は民間事業者に変更後の契約書の写しを提出して通知することとする。

(債権譲渡承諾の手続)

第5条 請負者が組合等又は民間事業者に債権譲渡をしようとするときは、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資又は地域建設業経営強化融資制度に係る融資のいずれかを選択した上で、組合等又は民間事業者と連署にて市長に次の書類により申請するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第1号) 3通
- (2) 債権譲渡契約証書(様式第2号)(案) 1通
- (3) 工事履行報告書(様式第4号) 1通
- (4) 発行日から3ヶ月以内の請負者及び組合等又は民間事業者の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証人等の承諾書(債権譲渡につき、保証人等の承諾が必要とされる場合のみ)

2 前項の申請をすることができるのは、当該工事の出来高(第2条第1号アについては、最終会計年度の工事に係る出来高)が前金払(第2条第1号アについては、最終会計年度の工事に係る前金払)が行われた金額以上に到達したと認められる日以降で、約款第32条第1項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

3 第1項の申請を行うときは、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 債権譲渡の目的が、組合等又は民間事業者から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が組合等又は民間事業者であること。
- (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。

4 債権譲渡承諾依頼書の提出があったときは、市長は第2条及び前2項の要件を確認のうえ、確定日付を付した債権譲渡承諾書(様式第1号)により承諾するものとする。

5 市長は、前項の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿(様式第6号)により債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

(下請保護)

第6条 請負者は、組合等又は民間事業者から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画(支払状況・支払計画書(様式第5号))を組合等又は民間事業者に提出することとする。

2 下請セーフティネット債務保証事業に係る融資を選択した場合は、債権譲渡契約証書は、下請負人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。なお、請負者の倒産時等の下請保護に関しては、請負者及び組合等又は民間事業者が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

(債権譲渡の通知)

第7条 請負者及び組合等又は民間事業者は、第5条第4項の承諾を受け債権譲渡契約書を締結した場合は、速やかに連署にて、市長に、債権譲渡通知書(様式第3号)に債権譲渡契約証書(様式第2号)の写しを添えて提出するものとする。

2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、請負者は、遅滞なく組合等又は民間事業者に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(被担保債権)

第8条 債権譲渡は、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資にあつては、将来請負者と組合等又は民間事業者の間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて組合等又は民間事業者が請負者に対して取得する債権（以下「組合等又は民間事業者の貸付債権」という。）を、地域建設業経営強化融資制度に係る融資にあつては、組合等又は民間事業者の貸付債権及び保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）が当該工事に関して請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであつて、組合等又は民間事業者が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

2 請負者が、市との工事請負契約を完全に履行し、組合等又は民間事業者が市から譲渡債権全額を受領した場合は、下請セーフティネット債務保証事業に係る融資にあつては、組合等又は民間事業者は、組合等又は民間事業者の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに請負者に返還することとし、地域建設業経営強化融資制度に係る融資にあつては、組合等又は民間事業者は、組合等又は民間事業者の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに保証事業会社に支払い、保証事業会社は、残額から保証事業会社の求償債権への弁済に充当し、なお残額があるときは、請負者にその残額を支払うこととする。

3 地域建設業経営強化融資制度に係る融資の場合、保証事業会社が有する金銭保証に係る求償債権の担保に関しては、組合等又は民間事業者が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

（債権譲渡額の請求）

第9条 債権譲渡を受けた組合等又は民間事業者は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。

- （1）請求書 1通
- （2）債権譲渡承諾書（様式1）の写し 1通
- （3）発行日から3ヶ月以内の請負者及び組合等又は民間事業者の印鑑証明書 各1通
- （4）債権譲渡契約証書（様式2）の写し 1通

2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は請負者及び譲渡を受けた組合等又は民間事業者は部分払及び約款第34条第3項に規定する中間前金払を請求することはできないものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月10日から施行し、この要領に規定する債権譲渡は、平成19年4月1日以降に締結した工事請負契約から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月20日から施行する。